

第6期第12回むかわ町農業委員会総会議事録

1. 開催日時 令和元年6月25日(火) 午後2時00分から午後2時50分

2. 開催場所 穂別町民センター 会議室

3. 出席委員 ○(26名)

4. 欠席委員 △(1名)

1番	清瀬利一	○	11番	中澤浩	○	21番	佐々木保成	○
2番	鈴木秀子	○	12番	佐田正彦	○	22番	金谷仁	○
3番	清野薫	○	13番	藤岡健人	○	23番	佐々木諭	△
4番	小笠原正実	○	14番	森山幸治	○	24番	青木茂美	○
5番	山谷和彦	○	15番	石崎代里子	○	25番	田代英孝	○
6番	山本好一	○	16番	土田泰弘	○	26番	藤江政利	○
7番	毛利武	○	17番	伊藤正人	○	27番	中島勝美	○
8番	林利輝	○	18番	貞廣賢治	○			
9番	宇南山浩利	○	19番	平島道弘	○			
10番	星力	○	20番	遠藤一三	○			

5. 議事日程

第1 委員の議席の決定に関する件

第2 地区委員会の指名に関する件

第3 議事録署名委員の指名

第4 会期の決定

第5 報告第1号 農地法第18条第6項の規定による通知書の受理に関する件

第6 報告第2号 地区委員会の結果に関する件

第7 報告第3号 あっせん委員会の結果に関する件

第8 報告第4号 農地法第4条の規定による意見聴取の結果に関する件

第9 報告第5号 農業委員会の適正な事務実施に基づく活動計画等の決定に関する件

第10 議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請に関する件

第11 議案第2号 農地法第4条の規定による許可申請に関する件

第12 議案第3号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画(案)の決定に関する件

第13 議案第4号 農地中間管理機構による農用地の買入れ協議を行う旨の通知要請に関する件

第14 議案第5号 現況証明願いの発給に関する件

6. 農業委員会事務局職員

本 庁－事務局長 鎌田 晃、主査 大捕 悠生

7. 会議の概要

事務局 長	総会の開催にあたり、中島会長から挨拶と引き続き進行をお願いします。
会 長	【会長挨拶】
議 長	本日の出席者は26名です。欠席は、23番・佐々木諭委員です。定足数に達しておりますので、ただ今から第6期第12回むかわ町農業委員会総会を開催いたします。それでは、議事日程に従い進めてまいります。 それでは、日程第1「委員の議席の決定に関する件」を議題といたします。事務局の説明を求めます。
主 査	【委員会の議席の決定に関する件、朗読及び説明】 先ほどご紹介があった田代委員の任命に伴い議席番号についてどのように決めてよいかをお諮りするものです。 改選期に行う議席の決定については、むかわ町農業委員会会議規則第7条に「議席はあらかじめくじで定める」と規定されており、それに従ってまいります。また、これは地方自治法や農業委員会法等で定められているものではなく、方法はそれぞれ団体に決めてよいこととなります。町農業委員会会議規則で定められている、くじによる方法については、改選期を想定とし定められており、これにより行う場合、その対象は全委員ということとなります。くじにより行う方法もございますが、他の方法で行う場合については、どのような方法で行うかをまず総会にて決定する必要がありますので、その方法について決定いただきたくよろしく願いいたします。
議 長	事務局の説明が終わりました。 ただいま、事務局から説明がありました議席の決定については、改選期ではくじにより決定ということですが、今回は欠員補充という部分もありますのでまず、方法についてお諮りをします。どのような方法で決定することがよろしいでしょうか。
20番	事務局から何か腹案があればそれに従っていきたいと思いますがいかがでしょうか。
議 長	ただいま、事務局から腹案あれば、という声がありました。事務局より、腹案があれば説明をお願いします。
主 査	それでは、事務局よりご提案申し上げます。 事務局案ですが、まず、同義団体の例として、むかわ町議会の例を申し上げますと、むかわ町議会運営に関する基準というものを定めており、そこで「補欠選挙の議員は、前任者の議席を充てるのを例による。」とあります。つまり欠番に充てるということとなります。 さらには、一般的にもこの例によるものが多くあります。 町農委として、くじで定める場合、慣例として期数等を鑑みながらくじを行

主 査 い議席を決定しているところですが、前段説明したとおり、全員が対象となるため委員皆様の議席番号が変わることが想定されます。よって、今回のような任期途中の欠員補充による場合は、欠番に充てることとし、田代委員の議席番号については25番を議席番号とすることをご提案申し上げます。

また、席についても25番席に着席いただく形でご提案いたしますので、ご審議ご決定くださいますようお願いいたします。以上です。

議 長 ただいま、事務局から説明があったとおり、本件については、田代委員の議席番号を欠番となっている25番とし、現任委員については、そのままということできたいといった提案となります。これより、質疑に入ります。説明に対する質問、意見はありませんか。

(質問、意見なし)

議 長 質問意見がありませんので、決定することにご異議ありませんか。

(異議なし)

議 長 ご異議がないようですので、田代委員の議席は25番で決定いたします。田代委員は、25番席に移動願います。

続いて、日程第2「地区委員会の指名に関する件」を議題といたします。事務局の説明を求めます。

主 査 【地区委員会の指名に関する件、朗読及び説明】

田代委員の属する地区委員会についてお諮りをしますが、こちらは、むかわ町農業委員会の地区委員会及び特別委員会に関する要綱第5条に「地区委員は会長が総会に諮って指名する。」と規定されております。これに従い会長が田代委員の属する地区委員会については会長の指名により決定することをご提案させていただきますので、ご審議ご決定くださいますようお願いいたします。以上です。

議 長 事務局の説明が終わりました。

それでは、田代委員の属する地区については、会長が指名することでご異議ありませんか。

(異議なし)

議 長 ご異議がないようですので、田代委員については、穂別地区委員会に属することを指名します。

続いて、日程第3「議事録署名委員の指名」ですが、1番・清瀬利一委員、2番・鈴木秀子委員の両名を指名したいと思います。よろしいでしょうか。

(異議なし)

議 長 それでは、兩名に決定いたしました。
日程第4「会期の決定」ですが、本日の案件は、報告5件、議案5件の合わせて10件です。従って、会期は本日一日にしたいと思いますが、よろしいでしょうか。

(異議なし)

議 長 異議がないようですので、会期は本日一日と決定いたしました。
続いて、諸般の報告ですが、お手元の資料をもって説明に代えさせていただきます。それでは、日程第5 報告第1号「農地法第18条第6項の規定による通知書の受理に関する件」を議題といたします。事務局の説明を求めます。

主 査 【報告第1号、朗読及び説明】
4ページになります。
4ページに合意解約の通知を受理した内容を掲載してございます。1件・1筆・2, 711㎡となっています。
1番ですが、今後の農地利用を含め隣接地で営農している●●さんが規模拡大の意向を示し、三者間での協議により合意解約に至っています。次の賃貸借については、後の議案第1号にてお諮りします。以上です。

議 長 事務局の説明が終わりました。報告第1号について、質問意見はありませんか。

(質問、意見なし)

議 長 質問意見がありませんので、報告第1号は承認することに決定いたします。
それでは、日程第6 報告第2号「地区委員会の結果に関する件」を議題といたします。事務局の説明を求めます。

主 査 【報告第2号、朗読及び説明】
6月につきましては、議案に記載のとおり、6月12日に川西・川東地区委員会を開催しております。
川西地区委員会では、あっせんの申し出1件、川東地区委員会ではあっせんの申し出2件について審議した結果、いずれも農地中間管理機構の買入れが必要と判断したところです。
なお、それぞれ、あっせんの申し出内容については6ページに記載しておりますのでご確認をお願いいたします。以上でございます。

議 長 事務局の説明が終わりました。報告第2号について、質問意見はありませんか。

(質問、意見なし)

議 長 質問意見がありませんので、報告第2号は承認することに決定いたします。
それでは、日程第7 報告第3号「あっせん委員会の結果に関する件」を議題といたします。事務局の説明を求めます。

- 主 査 【報告第3号、朗読及び説明】
先月の総会でご決定いただきましたあっせんの結果についてご報告申し上げます。8ページになります。
- 議 長 ただいまの説明に関連して、あっせん委員の方から補足説明があればお願いします。
- 1 1 番 1番から2番のあっせんについてですが、事務局の報告のとおりであり、特に補足はありません。以上です。
- 議 長 ありがとうございます。報告第3号について、質問意見はありませんか。

(質問、意見なし)
- 議 長 質問意見がありませんので、報告第3号は承認することに決定いたします。それでは、日程第8 報告第4号「農地法第4条の規定による意見聴取の結果に関する件」を議題といたします。事務局の説明を求めます。
- 主 査 【報告第4号、朗読及び説明】
4月の総会でご承認いただきました●●の●●〈農地所有適格法人〉が倉庫等農業施設用地に転用する案件ですが、面積要件から、議決後、北海道農業会議に意見聴取をかけていたところでございます。その結果でございますが、10ページから12ページにありますとおり、許可相当である旨、回答がありましたのでご報告申し上げます。以上でございます。
- 議 長 事務局の説明が終わりました。報告第4号について、質問意見はありませんか。

(質問、意見なし)
- 議 長 質問意見がありませんので、報告第4号は承認することに決定いたします。それでは、日程第9 報告第5号「農業委員会の適正な事務実施に基づく活動計画等の決定に関する件」を議題といたします。事務局の説明を求めます。
- 主 査 【報告第5号、朗読及び説明】
14ページから21ページまで、平成30年度の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価でございます。また、22ページから24ページまで平成31年度の目標及びその達成に向けた活動計画でございます。
本件は4月総会において、案を審議し決定いただいた内容でございますが、その後30日間の意見聴取の期間をホームページにより設けましたが、提出された意見等がなく6月3日付けで決定したものでございます。
これまでの活動内容や本年度の農業委員会の活動の指標となるものでございますのでよろしく願いいたします。以上でございます。

議 長 事務局の説明が終わりました。報告第5号について、質問意見はありませんか。

(質問、意見なし)

議 長 質問意見がありませんので、報告第5号は承認することに決定いたします。それでは、日程第10 議案第1号「農地法第3条の規定による許可申請に関する件」を議題といたします。なお、本案件中、●●委員が被設定人の一人となっており、議事参加ができませんが質問などを行わないことを条件に退席しないでこのまま審議を続けることとしてよろしいかおはかりいたします。ご異議ありませんか。

(異議なし)

議 長 異議がないようですので、このまま審議に入ります。事務局より議案の説明をお願いいたします。

主 査 【議案第1号、朗読及び説明】

26ページになります。

1番から3番まででございますが、経過・内容を説明をするにあたり、議案内容と別紙にてお配りした図面を併せてご覧ください。

図面でございますが、●●地区本場周辺の図面であり、ピンク色・紫色が今後●●<農地所有適格法人>が経営していく農地、濃淡ありますがオレンジ色が今回規模縮小により賃貸借を申請した農地となります。色の違いは所有者が●●<農地所有適格法人>名義・●●<法人>名義のそれぞれとなっていますので、図面右下でご確認ください。

まず、●●<農地所有適格法人>が平成21年に道有地や町内農地を購入し農地所有適格法人として参入し10年が経過しております。平成21年からの賃貸借・使用貸借期間も当時設定した10年経過したところで、この間の実績や今後の経営規模等を踏まえ、概ねこれまでの6割の経営規模で今後経営をしていくこととし、今回●●地区の農地を規模縮小により町内農業者へ賃貸借する計画となっております。

議案1番は、期間満了により、所有者である●●<法人>が、●●<農地所有適格法人>と更新による賃貸借を行う案件で、権利取得後は、馬鈴薯・南瓜・デントコーンを作付する計画となっております。

次の2つ、2番が●●<法人>名義、3番が●●<農地所有適格法人>名義と所有名義が異なるものの、合計18筆741,926㎡と規模的には大きな面積となります。

農産物の生産は規模縮小である一方で、●●<法人>の経営として農産物の加工も行っており、こちらの方は拡大意向もあるところで、今後、ブロッコリーの加工等にも力を入れていきたいとの意向と、現在、作付面積や人数、販売額が伸びている町内のブロッコリー農家さんとがマッチングし双方協議のうえ、3条による申請となりました。その中で、輪作体系を考えたり、個々の農業者がどの農地をどれだけ作付できるかといったこともあり、今回、規模拡大意向を示している畑作農家さんとブロッコリーを作付している農家さんとが、連名

・共有による賃貸借といった申請を行っております。

共有による賃貸借は、例えるならルームシェアのような形で借りることと似ております。誰がどの農地をどれだけ使うか、賃貸料をそれぞれどれだけ負担するかなど決めなければいけないことは共有者同士が連帯責任を負うため取り決めるを行う必要があります。一方で、そこで作付した農作物の収入等は個人に入っていく形にもなります。法人等の会社を設立した場合、一度は会社の収入になり、給与等の形で支払う必要が出てくるため、そこら辺での違いも出てくる方法となってきます。

農業・農地の維持、発展、遊休農地の発生防止なども含め、今回の申請人は様々なことを含め検討した結果、共有の3条申請となりました。

今後の作付計画ですが、ブロッコリー・大豆・麦・緑肥となっております。

なお、この方法の法律上の考え方ですが、農地法上では共有賃貸といった具体的な定めはありませんので、上位法である民法が適用され民法上で共有名義の賃貸借権設定・加えるなら所有権移転についても問題がありませんので、方法については何ら問題ないです。

許可の判断方法は、農地法3条の判断となり、通常の「全部効率利用要件」「下限面積要件」「地域調和要件」などの7要件を満たすかどうかとなり、いずれも申請人それぞれが要件を満たしていると考えております。以上が、2番3番の説明となります。

続いて、4番ですが、先の報告第1号で解約の報告をした農地ですが、受け手であります●●さんが経営規模拡大により申請があったものであり、権利取得後は、隣接している自己経営地を含めハウスを増棟し花卉を作付する計画です。

5番については、借人である●●さんが昨年まで利用権を設定し耕作しておりましたが、期間が満了しており、所有者である●●さんと利用調整を含め協議しておりましたが、今年も賃貸借による耕作を行うことで申請に至っております。権利取得後は、まず、緑肥を作付し地力の増進を図る計画となっております。

6番については、譲受人であります●●さん所有の経営地の中に、むかわ町所有の旧道路用地があり、効率的な経営地管理を行うため、当該地を売買する案件です。

本来、道路用地は法定外公共物にあたるため売買は不可ですが、当該地は、40年程前に実施された町道切替工事に伴う残地であり、今後も道路用地としての利用を見込まないことから、むかわ町が一般財産化し、売買可としております。また、当該地は道路用地でありましたが、むかわ町が当時、町道を取り付けるために用地を取得後、公簿地目変更を行わないまま今日に至り、現在も畑のままのため、農地法に基づく許可が必要となります。

●●さんは当該地取得後、南瓜を作付け予定ですので、現況地目も畑として記載しております。

以上6件、事務局と農業委員が現地調査を行い、周辺の農地の利用状況を確認しており、別添の調査書のとおり、農地法第3条第2項各号に該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると考えます。

30ページから41ページまでそれぞれ、図面、調査書を添付しておりますので、ご確認のうえ、ご審議ご決定くださいますようお願いいたします。

議 長 　　ただ今の説明に関連して、地区担当委員の方から現地調査の結果ならびに補足説明をお願いします。

1 9 番 　　1 番から 3 番について報告します。
　　これまでの経過や賃貸の方法は事務局の説明のとおりです。借り手の 7 名全員は、町内で活躍されている農業者であり、それぞれこれまでも適正に作付けをおこなっております。
　　共有での賃貸は例のない方法ですが、取り決め事項等もしっかり行い周辺への影響もなく農地の適正利用を図っていただけると判断しました。以上です。

1 6 番 　　4 番・5 番について現地を確認してきましたので、報告します。
　　4 番は、●●さんの経営規模を拡大する理由で、5 番は、経営地として●●さんが引き続き利用するため、賃貸借権を設定する案件です。
　　申請者のこれまでの耕作状況から、いずれの農地も適切に耕作されるとともに周辺農地への影響はないものと判断します。以上です。

1 4 番 　　6 番について現地を確認してきましたので、報告します。
　　現地は、現在、雑種地であります。しかし、隣接地は●●さんが所有する畑であり、一体化して、南瓜を作付けして管理していくとのこと。
　　●●さんのこれまでの耕作状況からも、農地として適切に耕作されるとともに周辺農地への影響もないものと判断します。以上です。

議 長 　　ありがとうございました。これより審議に入ります。説明に対する質問意見はありませんか。

(質問、意見なし)

議 長 　　質問意見がありませんので、議案第 1 号は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(異議なし)

議 長 　　ご異議がないようですので、議案第 1 号は原案どおり決定いたします。
　　日程第 1 1 議案第 2 号「農地法第 4 条の規定による許可申請に関する件」を議題といたします。事務局より議案の説明をお願いいたします。

主 査 　　【議案第 2 号、朗読及び説明】
　　4 3 ページになります。

　　【表読み上げ】
　　1 番は倉庫の建築、2 番は牛舎の建築とそれぞれ農業用施設を建築する案件でございます。
　　申請地の農地区分は農用地区域内農地・第 1 種農地となり、いずれも転用は原則不許可ですが、農用地区域内農地については例外許可事由である、農振農用地区域の指定用途である農業用施設用地への転用、第 1 種農地は農地法に定

主 査 められた例外許可事由となり、また、申請者が営農上必要とする農業用施設を整備する計画であり農地区分や転用目的は特に問題ないと考えます。
北海道農業会議への意見聴取については、両件共に不要案件と考えます。
44ページから53ページまで、それぞれの現況地目図・配置図・調査票等を添付しておりますので、ご確認いただきご審議ご決定くださいますようよろしくお願いいたします。以上です。

議 長 ただ今の説明に関連して、地区担当委員の方から現地調査の結果ならびに補足説明をお願いします。

24 番 1番について現地を確認してきたので報告いたします。
●●さんが農業用倉庫を建築する案件ですが、申請地は、現在の宅地と隣接する農地の一部であり、周辺農地に与える影響はないものと認められ、転用目的、転用面積等も特に問題はないと判断します。以上です。

10 番 本件について現地を確認してきましたので、報告いたします。
本申請は、●●<農地所有適格法人>が牛舎を建築する4条案件であります。申請地は、現在の宅地と隣接する農地の一部であり、周辺農地に与える影響はないものと認められます。また、転用目的、転用面積等も、特に問題はないと判断します。以上です。

議 長 ありがとうございます。これより審議に入ります。説明に対する質問意見はありませんか。

(質問、意見なし)

議 長 質問意見がありませんので、議案第2号は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(異議なし)

議 長 ご異議がないようですので、議案第2号は原案どおり決定いたします。
日程第12 議案第3号「農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画(案)の決定に関する件」を議題といたします。事務局より議案の説明をお願いいたします。

主 査 【議案第3号 所有権移転関係、朗読及び説明】
55ページから、所有権移転2件です。
1番、2番いずれも、報告第3号でご報告申し上げました、あっせんに伴う所有権移転となっております。
以上、所有権移転2件2筆ですが、この計画要請の内容は、農業経営基盤強化促進法第18条第3項にある全部効率利用要件など受け手の各要件を満たしていると考えます。
56ページ57ページにそれぞれの図面を添付しておりますので、ご確認のうえ、ご審議ご決定くださいますようお願いいたします。以上です。

議 長 事務局の説明が終わりました。説明に対する質問、意見はありませんか。

(質問、意見なし)

議 長 質問意見がありませんので、議案第3号は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(異議なし)

議 長 ご異議がないようですので、議案第3号は原案どおり決定いたします。
日程第13 議案第4号「農地中間管理機構による農用地の買入れ協議を行う旨の通知要請に関する件」を議題といたします。事務局の説明を求めます。

主 査 【議案第4号、朗読及び説明】

59ページになります。

本件につきましては、先ほどの地区委員会の報告でも申し上げましたとおり認定農業者が農地売買支援事業の利用を希望し、農地中間管理機構の買入が必要と判断したところであります。

なお、60ページから65ページまで、町長宛の要請書、函面を添付しておりますので、ご確認のうえ、ご審議、ご決定くださいますよう、宜しく申し上げます。以上です。

議 長 事務局の説明が終わりました。説明に対する質問、意見はありませんか。

(質問、意見なし)

議 長 質問意見がありませんので、議案第4号は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(異議なし)

議 長 ご異議がないようですので、議案第4号は原案どおり決定いたします。
日程第14 議案第5号「現況証明願いの発給に関する件」を議題といたします。事務局より議案の説明をお願いいたします。

主 査 【議案第5号、朗読及び説明】

67ページになります。

1番、2番とも公簿地目変更登記をするため現況証明書の発給を申請されたものです。

1番は、申請地は市街地南側に位置し45年以上前から宅地や庭などの一部として使用されているとのことであり、2番は住宅と隣接している土地で、こちらは40年以上前から倉庫が建築されているとのことでした。現地確認結果としていずれも申請内容どおりとなっており、今後も農地としての利用は困難

主	査	と判断し農地採草放牧地以外と確認をしております。 以上、2件、68ページ・69ページに図面を添付しておりますので、ご確認の上、ご審議ご決定下さいますようよろしくお願いいたします。以上です。
議	長	ただいまの説明に関連して、地区担当委員の方から現地調査の結果ならびに補足説明をお願いします。
22	番	現地を確認してきましたので報告します。 申請地は、事務局からの説明がありましたとおり、既に宅地利用されており相当期間経過している状態です。今後、農地として利用することは難しく「農地・採草放牧地以外」と判断しております。以上です。
18	番	現地を確認してきましたので報告します。 申請地は、住宅横に倉庫が建築されている一角であり、その利用状況から、農地として利用することは難しく「農地・採草放牧地以外」と判断しております。以上です。
議	長	ありがとうございました。これより、質疑に入ります。説明に対する質問、意見はありませんか。 (質問、意見なし)
議	長	質問意見がありませんので、議案第5号は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。 (異議なし)
議	長	ご異議がないようですので、議案第5号は原案どおり決定いたします。 以上をもちまして本日の総会に提案された案件の審議が全て終了いたしましたので、閉会といたします。なお、次回の総会の開催日は、7月24日に召集いたしますのでよろしくお願いいたします。大変お疲れ様でした。